

だい しょう
第3章

けいかく りねん と く ほうしん
計画の理念・取り組み方針

第3章 計画の理念・取り組み方針

第1節 基本理念

国際障害者年において、掲げられた目標テーマは「完全参加と平等」で、現在でも障害者福祉の究極のテーマであるといえます。これは、「障害のある人も、障害のない人と同じ権利をもち、住み慣れた地域で共に生活し、誰もが等しく社会に参加する」ということです。この目標を実現するためには、一人ひとりの人格と個性を尊重し支えあう共生社会を構築することが必要です。

共生社会においては、障害者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に、社会のあらゆる活動に参加・参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担します。共生社会実現のためには、行政だけでなく町民、企業、各種団体等すべての社会構成員が、それぞれの役割と責任を自覚して、主体的に取り組むことにより、初めて実現できるものです。

本町における最上位計画である「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」では、将来都市像である「住んでみたい 住み続けたいまち おおいずみ～みんなで創る個性輝き、希望あふれるまち～」の実現を目指し、「未来へつなぐ 魅力あふれるまちづくり」を基本理念として掲げてまちづくりを推進するなかで、障害者の生活を支援するため、医療、介護、教育、就労など、各種サービスの充実に取り組んでいます。

本計画は、総合計画の保健福祉の基本目標である「誰もが支え合い、健康で心豊かにくらすまち」を踏まえ、第五次大泉町障害者基本計画の基本理念「支えあい ともに暮らそう わたしのまち おおいずみ」を引き継ぎ、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現を目指します。

基本理念

支えあい ともに暮らそう わたしのまち おおいずみ

第2節 取り組み方針

1 ともに支えあう、共生のまちづくりを推進します

障害のある人も障害のない人も共に生活し、共に活動できるノーマライゼーションの理念を住民が正しく理解するために、障害者に対する「心の壁」を取り除くことが大切です。

そのために、各種広報媒体の活用や様々な行事を通じた啓発・広報活動の充実、幼児期からその発達段階に応じた福祉教育と、地域や職場で共に活動しながら互いに理解を深める交流の促進、障害者のニーズに沿ったボランティアの養成など、住民がノーマライゼーションの理念を正しく理解できる取り組みの一層の充実を図ります。

2 自分らしい生活ができるまちづくりを推進します

障害者が地域で生きがいを持って生活し、社会活動に参加していくためには、一般雇用はもとより、福祉的就労を含めた障害者の雇用の促進に努め、自立のための経済的基盤の確立を図るとともに、障害者の社会参加を促進する事業を充実させる必要があります。

障害者の雇用や就業を促進するためには、障害者自身の職業能力の開発を支援し、事業主や一般社会への障害者雇用に対する理解を深めなくてはなりません。

また、障害者の社会参加を推進するためには、子どもからの教育も重要となります。一人ひとりの能力を伸ばすため、各ライフステージに応じたきめ細かな支援が必要であることから、保育や教育環境の充実を図ります。

さらに、障害者の社会参加を推進し、障害者の生活能力の向上を図るとともに、障害者スポーツの振興を図るほか、文化活動やレクリエーション活動を支援するなど、地域におけるノーマライゼーションの理念の浸透に向けて取り組みます。

3 安心して暮ら続けられるまちづくりを推進します

障害者が地域で自立した生活を送っていくためには、障害者の日常生活を支援する体制を整備するとともに充実させる必要があります。

誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、ただ単にハード面の整備にとどまらず、地域に住む人々の障害者に対する理解やサポートがきわめて大切であり、今後もハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを推進します。

また、災害発生時に備えて、地域における見守り活動を推進するとともに、避難行動要支援者台帳や福祉避難所を整備し、災害時における障害者の支援体制を構築します。

だい せつ し さ く も く ひ よ う 第3節 施策目標

1 共生社会の実現に向けて

障害者について正しい知識と十分な理解が得られるよう啓発活動を行うとともに、障害を理由とする差別を許さないことで、社会的障壁の除去に向けた取り組みを実施します。

また、虐待防止や権利擁護に関しては、今後支援対象者の増加が見込まれることから、関係機関と協力、連携のうえ、支援体制を整備します。

さらに各窓口を中心に、合理的配慮の充実にに向けた取り組みを実施します。

2 健やかな命を支える保健・医療の充実

健康診査等の受診者数の増加に向けた取り組みを行っていくとともに、障害の原因となりやすい生活習慣病の予防や、健康づくりの推進、早期に適切な保健医療サービスが受けられるような体制の整備などを図り、障害者が安心して生活していけるように努めます。

また、妊娠中からの支援体制を強化し、乳幼児健康診査や発育発達相談の充実に努めるとともに、早期発見・早期療育の体制整備を進めていきます。

3 とともに学び・育む療育・教育の充実

乳幼児期における健康診査や早期療育の充実に努めるとともに、障害児やそれを支える保護者に対する乳幼児期からの相談等支援体制を整備します。

また、保育園の障害児受け入れ体制の充実・強化も緊急の課題となっています。各関係機関において、心身障害児の保護者が早期から相談ができ、必要な指導が受けられるよう支援体制の充実に努めます。

4 個性と能力を活かした働き方への支援

障害者の就労には、企業の理解・協力が不可欠であり、受け入れる職場の環境整備や障害者雇用に関する制度の普及・啓発の充実に努めます。

また、障害者の就労を支援するため、企業や就労支援事業所等と連携し、支援体制の強化を図るとともに、障害者が就労可能な職務・職域の開発や相談体制を充実させ、障害者の活躍の場の拡大を推進します。

5 社会参加や生きがいの推進

スポーツ・文化活動への参加は、生活のなかでの「ゆとり」や「生きがい」につながり、生活を豊かにし、地域社会との交流や理解を深めるため、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動への障害者の参加を促進します。

また、障害のある子どもと障害のない子どもが、共に活動することを通じてお互いの理解が深められるよう、交流教育や統合保育※を推進し、成人期においては、雇用・就労の促進を図るとともに、スポーツ、文化、芸術活動の支援を行います。

6 誰にでもやさしいまちづくりの推進

障害者が社会参加するために、総合的なバリアフリー化を促進し、差別や偏見のないまちづくりを目指した環境整備を推進します。

また、災害時には、視覚や聴覚などの障害者に対する的確な情報提供や、安全に避難できる避難経路の確保に努めます。

7 自立を支援するための福祉サービス

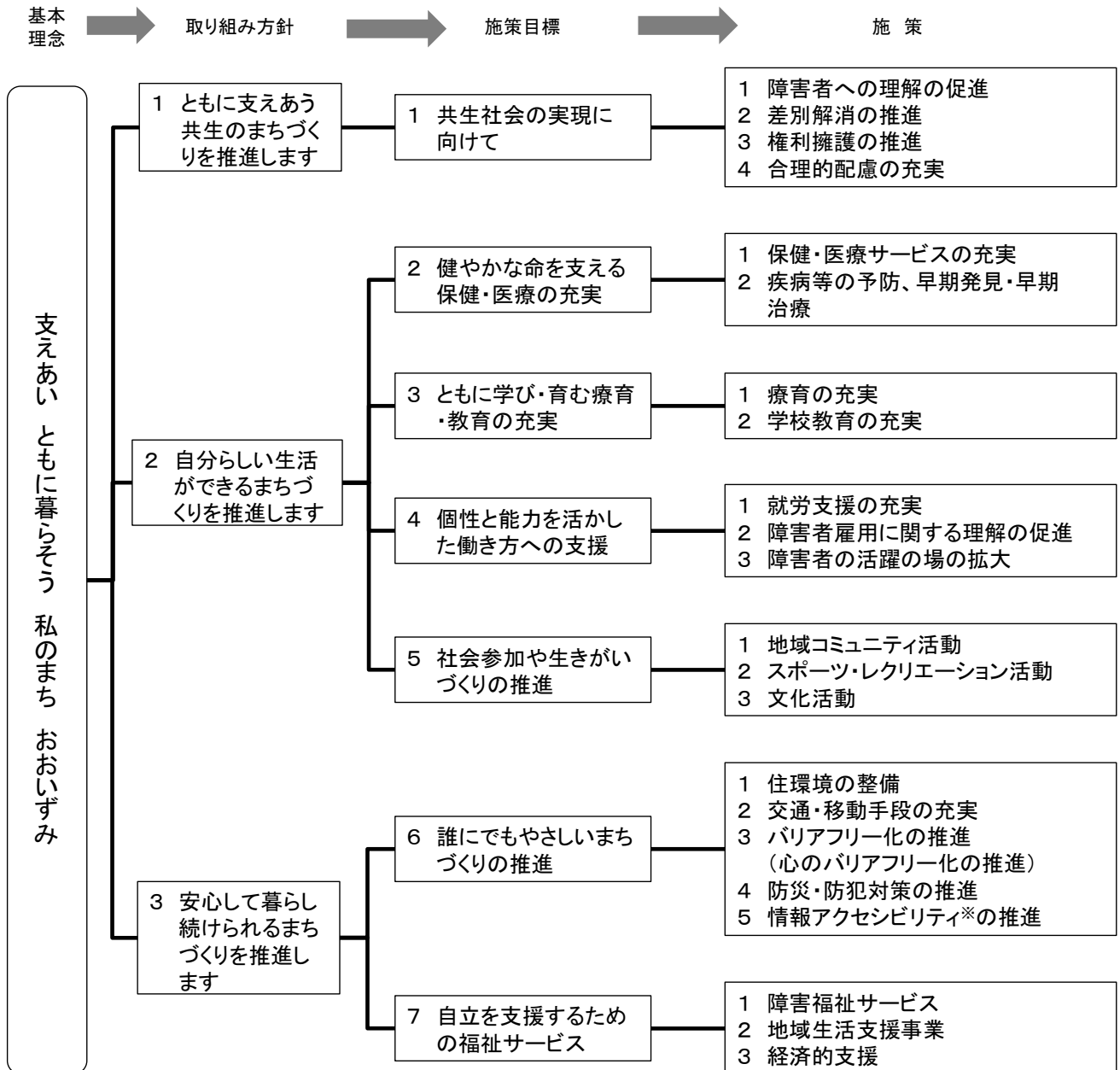
地域における障害者の自立した生活を支援するサービスは、当事者のニーズを的確に把握し、障害の特性や状態に応じて配慮するなど、当事者目線に立ったサービスを提供します。

福祉サービスは、第6期大泉町障害福祉計画及び第2期大泉町障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）に基づき、各種サービスを提供する体制の充実を図ります。

また、障害福祉サービス提供事業所については、平常時から地域住民や関係機関との緊密な関係を構築するよう啓発を行うとともに、利用者の安全確保や権利擁護等について研修会を実施するよう指導します。

※統合保育とは、障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に保育すること。

だいせつしさくたいけい
第4節 施策の体系



※情報アクセシビリティとは、障害者や高齢者をはじめ、あらゆる人が通信機器、ソフトウェア及びサービスを支障なく利用できること。

